

令和4年度第3回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 議事録（要旨）

開催日時	令和4年8月18日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで	開催場所	八潮メセナ 2階 研修室B
出席者	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員（秋山委員、坂本委員、石原委員、豊田委員、山口委員）		
傍聴者	2名		
内容	令和4年度第3回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 (1) 開会 (2) 会長あいさつ (3) 議事 ① 第2回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の議事事項に対する委員からの質問への回答について ② 八潮市個人情報保護法施行条例（案）のパブリックコメント（案）について (4) 閉会		
提供資料	次第 資料1 第2回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の質問シートに対する回答について 資料2-1 「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」の意見募集について 資料2-2 八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）の概要 資料2-3 八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）		

【議事詳細】

令和4年度第3回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

- ① 第2回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の議事事項に対する委員からの質問への回答について

◆第2回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会終了後、8月2日まで意見を募集したところ、4件の質問があったため、資料1に基づき、事務局から回答を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

市民にとって、法令等の中で一番身近なものは条例であることから、法律よりも最初に条例に目を向ける。そのため、条例のみで何の法令に関するものなのか、また内容はどんなものなのか分かるようにしてほしい。

○事務局からの回答

八潮市個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）には第1条趣旨として「この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。」という規定を置く。

そのため、当該条例は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）に基づいて位置づけられたものであると市民の方にも理解していただけるものと考えている。

また、新条例において改正後の個人情報保護法に規定された関連条項をすべて規定することは難しいが、新条例と改正後の個人情報保護法を紐づけながら、八潮市では個人情報の保護のためどのように個人情報を取り扱っていくのか、ホームページ等で分かりやすく示していきたい。

- ② 八潮市個人情報保護法施行条例（案）について

◆資料2-1、資料2-2及び資料2-3に基づき八潮市個人情報保護法施行条例（案）のパブリックコメント（案）について説明をおこなった。

【質疑応答】

○委員からの質問

提出された意見で、同様の内容のものは集約されるとのことだが、意見を提出した人が自分の意見に対する回答がないと感じる懸念はないか。

○事務局からの回答

同様の内容の意見は集約するが、異なる意見の部分は細分化し、回答を分けて作成する。ご質問にあるようなことが起こらないように対応する。

○委員からの質問

提出された意見に、住所、氏名等の必要事項の記載がない場合の回答はどうか。

○事務局からの回答

要件を満たしていない場合、回答はしないが、参考意見とさせていただく。

○委員からの質問

資料2-2「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）の概要」の5ページに記載されている（3）その他「現行条例からの変更点について」では、改正後の個人情報保護法では適用対象外とされているが、なぜか。

○事務局からの回答

国会や裁判所については、改正後の個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象とはなっていない。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、地方公共団体の議会は、改正法の適用対象外となると記載がある。このため、議会を対象外としている。

○委員からの質問

議会が改正後の個人情報保護法の適用対象外となる理由を、パブリックコメントの資料に記載すべきではないか。

○事務局からの回答

資料2-2「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）の概要」の5ページ（3）その他「現行条例からの変更点について」、次のように修正する。

修正前→「議会」については、改正後の個人情報保護法では適用対象外となっております。

修正後→「議会」については、自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いをされることが望ましいことから、改正後の個人情報保護法では適用対象外とされております。

○委員からの質問

議会でも独自に個人情報の保護に関する条例を制定するのか。

また、制定する場合、現在審議中の八潮市個人情報保護法施行条例（案）と内容に齟齬は生じないのか。

○事務局からの回答

本市の議会については、改正後の個人情報保護法に基づく議会独自の条例の制定について、準備を進めていると伺っている。また、その内容についても、現在審議をいただいている新条例と齟齬が生じないように調整しながら進めているところである。

○委員からの質問

資料 2－3「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」の 2 ページ（6）開示決定等の期限の特例について、開示決定等までの期間が延長となったことについて、請求者に不服がある場合はどうなるのか。

○事務局からの回答

市の不作為として、審査請求や訴訟の対象となる可能性があるが、個別の案件に応じた判断する必要があるものとする。

※質疑応答を終え、八潮市個人情報保護法施行条例（案）のパブリックコメント（案）の実施について、委員の了承を得た。

（4）閉会